

「淀川舟運活性化協議会」規約

(名称)

第1条 本会は「淀川舟運活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2025年大阪・関西万博を契機に、淀川舟運の復活により「水都・大阪」及び京都府域を含む淀川沿川地域の魅力を世界に発信すべく、関係者が協議・連携・検討し、淀川舟運の更なる活性化に向けた取り組みを推進することを目的とする。

(協議・検討等事項)

第3条 協議会は、**淀川舟運を活用した沿川地域の賑わいづくりの方策等**について協議・検討等を行う。

~~（1）万博までの具体的な目標設定~~

~~（2）舟運活性化プロジェクト~~

~~（3）持続的な舟運振興策~~

~~（4）淀川大堰開門等施設の活用方法~~

~~（5）その他淀川舟運の活性化に必要な事項~~

(組織構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局長、副会長は近畿運輸局長とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 構成員の変更は、会長が構成員に確認の上、都度認めることができる。

(会議の開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 構成員は、指名した者をその代理として協議会に出席させることができる。

3 会長は、必要に応じて構成員以外の者の協議会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第3条第1項各号に掲げる事項に関する各課題について詳細な調査・検討等を行うため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 WGは、別表に掲げる者（以下「WG構成員」という。）で組織する。

3 WGのリーダーは、近畿地方整備局河川部長とする。

【資料 1】

- 4 WGの会議は、リーダーが招集する。
- 5 リーダーは、必要に応じてWG構成員以外の者のWGの会議への出席を求めることができる。
- 6 リーダーは、WGの進捗状況等について、会長に報告するものとする。

(会議及び資料の取扱い)

第7条 協議会及びWGは、原則公開とする。

- 2 協議会またはWGで使用した資料は、それぞれ当該構成員に確認の上、公開することができる。

(事務局)

第8条 協議会及びWGの庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、近畿地方整備局、近畿運輸局及び一般財団法人公園財団において行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会・WGの運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

本規約は、令和4年3月23日から施行する。

本規約は、令和5年3月14日から施行する。

本規約は、令和6年2月15日から施行する。

本規約は、令和7年〇月〇日から施行する。

(別表) 淀川舟運活性化協議会及びWG名簿

協議会構成員	WG構成員
◎近畿地方整備局長	△近畿地方整備局 河川部長
	近畿地方整備局 港湾空港部長
○近畿運輸局長	近畿運輸局 観光部長
	近畿運輸局 海事振興部長
大阪府知事	大阪都市計画局長
	大阪府 都市整備部長
京都府知事	京都府 建設交通部長
	京都府 商工労働観光部 観光政策監
大阪市長	大阪市 建設局長
	大阪港湾局長
	大阪市 淀川区長
高槻市長	高槻市 都市創造部長
	高槻市 街にぎわい部長
守口市長	守口市 企画財政部長
枚方市長	枚方市 理事
	枚方市 観光にぎわい部長
寝屋川市長	寝屋川市 経営企画部長
摂津市長	摂津市 市長公室長
島本町長	島本町 都市創造部長
京都市長	京都市 防災減災・公園利活用担当局長
	京都市 観光政策監
	京都市 伏見区長
宇治市長	宇治市 理事
	宇治市 産業観光部長
八幡市長	八幡市 政策企画部長
久御山町長	久御山町 事業環境部長
公益社団法人 関西経済連合会会長	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事・産業部長
大阪商工会議所会頭	大阪商工会議所 地域振興部長
水都大阪コンソーシアム委員長	水都大阪コンソーシアム 事務局長
特定非営利活動法人 大阪水上安全協会会長	大阪水上安全協会 監事
京阪ホールディングス株式会社 代表取締役社長	京阪ホールディングス株式会社
	経営企画室 体験価値共創担当部長
阪急電鉄株式会社 代表取締役社長	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部
	沿線まちづくり推進部長

◎：協議会会長 ○：協議会副会長 △：WGリーダー

(事務局) 近畿地方整備局 河川部、淀川河川事務所
 近畿運輸局 観光部、海事振興部
 一般財団法人公園財団 淀川河川公園管理センター